(9)　電気通信事業を営む者が総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するために取得した一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象を資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であるものが、電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した一定の設備とした上、その新設期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(10)　市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、一定の住宅である家屋のうち人の居住の用に供する部分以外の部分及び住宅以外の家屋に係る税額からの減額を第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合は一定の合算額の四分の一に相当する額（改正前三分の一に相当する額）とした上、その対象となる施設建築物の新築期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

(11)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象をサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅とした上、その対象資産の新築期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

(六)　次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止することとした。

(1)　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（第三四九条の三関係）

(2)　独立行政法人水資源機構が所有する水道又は工業用水道の用に供する施設のうちダム以外のものの用に供する一定の土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（第三四九条の三関係、第七〇二条第二項関係）

(3)　独立行政法人情報通信研究機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（第三四九条の三関係）

(4)　社会保険診療報酬支払基金が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（第三四九条の三関係、第七〇二条第二項関係）

(5)　自動車安全運転センターが所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（第三四九条の三関係、第七〇二条第二項関係）

(6)　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（第三四九条の三関係、第七〇二条第二項関係）

(7)　駐車場法に基づく駐車場整備計画に従って設置された一定の路外駐車場の用に供する家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(8)　都市緑地法に規定する認定計画に従って新設された一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(9)　鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(10)　電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(11)　有線テレビジョン放送事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(12)　卸売市場法に基づく許可を受けた者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(13)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得した一定の停車場建物等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(14)　鉄道事業者等が設置した集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(15)　電気通信事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(16)　事業主がその従業者に労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために一定の事務所等又は従業者の自宅に設置する一定の電気通信設備等に係る固定資産税の特例措置（附則第一五条関係）

(17)　新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置（附則第一六条の二関係）

(18)　能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置（附則第一六条の二関係）

(19)　能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改良した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一六条の二関係）

(20)　新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改良した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一六条の二関係）

6　事業所税

(一)　特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第三三条関係）

(二)　関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に対する資産割の課税標準の特例措置を廃止することとした。（附則第三三条関係）

7　国民健康保険税

平成二五年度から、国民健康保険税の所得割額の算定方式について、基礎控除後の総所得金額等を算定の基礎とする方式に一本化することとした。（第七〇三条の四関係）

8　その他

罰則について、次の措置を講ずることとした。

(一)　税務職員の守秘義務違反に対する罰則について所要の措置を講ずることとした。（第二二条関係）

(二)　秩序犯に係る法定刑の引上げ等を行うこととした。（第二七条、第三〇条、第三一条、第四一条、第五〇条、第五三条の三、第五四条、第七〇条、第七一条の二、第七一条の四二、第七一条の六二、第七二条の八、第七二条の一〇、第七二条の一一、第七二条の三六、第七二条の三七、第七二条の三八、第七二条の四九の一〇、第七二条の五六、第七二条の七七、第七二条の六四、第七二条の七〇、第七二条の八五、第七二条の九一、第七二条の九二、第七二条の一〇二、第七三条の九、第七三条の一一、第七三条の一二、第七三条の一九、第七三条の二〇、第七三条の三八、第七四条の八、第七四条の一二の二、第七四条の一八、第七四条の二九、第七八条、第八〇条、第八一条、第八五条、第九六条、第一一七条、第一二四条の二、第一三八条、第一四四条の一二、第一四四条の一七、第一四四条の二二、第一四四条の二五、第一四四条の二六、第一四四条の二八、第